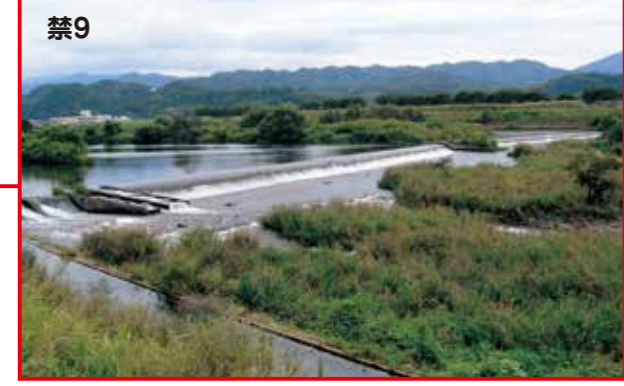
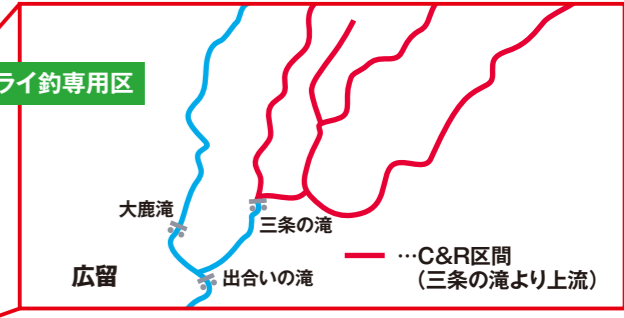


平成26年よりあゆ漁は
9月26日~翌年5月31日
まで**全面禁漁**です
(※詳しくは裏面をお読みください)

日本海

千代川の漁業権を有する
漁場の範囲は河口までです。

…アユ放流区域



番号	禁止区域	禁止期間
禁1	八頭郡智頭町大字智頭のかんがい用えん堤(関屋堰)上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域	
禁2	八頭郡智頭町大字市瀬鳥巢のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	
禁3	鳥取市用瀬町安蔵のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域	
禁4	八頭郡若桜町大字樋戸前の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	1/1~12/31
禁5	八頭郡八頭町南の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル、下流150メートルの区域	
禁6	八頭郡八頭町安井宿の中国電力株式会社設置の放水路及び同放水路上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
禁7	鳥取市河原町豊田の大井手かんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
禁8	鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から、上流240メートルの地点と、上流535メートルの地点の間の区域	
禁9	鳥取市河原町片山のかんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	4/1~6/30
禁10	鳥取市源太の鳥取市設置の水管理橋下流端から下流1,800メートルの区域	9/26~11/10
禁11	鳥取市秋里の潮止めえん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	2/1~5/31
友釣り専用区	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取市用瀬町川中の新川中橋下流端から2,000メートル下流の同市同町金屋の金屋橋上流端までの区域 鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市同町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域 八頭郡智頭町大字毛谷の毛谷橋下流端から2,200メートル下流の同町大字南方の南方橋上流端までの区域 八頭郡八頭町日田の山崎橋上流700メートルにある山崎橋首工から800メートル下流の同町富枝にある若桜鉄道第3八東川橋梁上流端までの区域 八頭郡若桜町大字浅井の庄の瀬取水堰下流端から1,500メートル下流の同町大字若桜の権理水路堰上流端までの区域 	6/1~8/31
ルアー・フライ釣専用区 (キャッチ&リリース区域)	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取市用瀬町江波の中国電力安蔵川発電所安蔵川取水口から上流1,600メートルの鳥取市用瀬町江波の茅谷橋下流端までの区域 八頭郡若桜町豊田の来見野川三条の滝から上流の区域 八頭郡若桜町大字若桜の赤松橋下流端から下流530メートルまでの区域 	3/1~9/30 3/1~5/31

※禁1~禁11の「鳥取県漁業調整規則」に違反した者は「6ヶ月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」こととなっています。(ただし禁8を除く)

